

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、次の手続きが必要です。

☎保健福祉課福祉係 ☎(288)3861

支給額

1世帯あたり10万円

支給日

村が支給要件確認書、または申請書を受理した日から3週間後を目安に支給する予定です。

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度住民税均等割が
非課税の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し、
「住民税非課税相当」の収入となった世帯

令和3年12月10日を基準日として、令和3年度住民税均等割について世帯全員が非課税の世帯、もしくは非課税の方と未申告の方で構成されている世帯に、「支給要件確認書」を送付しています。

手続きがお済みでない方は、「支給要件確認書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ保健福祉課へご提出ください。

○提出期限 令和4年5月6日(金)
※なるべくお早めにご提出ください。

【確認の際の注意点】

・世帯全員が非課税である旨の確認が必要となりますので、世帯に未申告の方がいる場合は、令和3年1月1日現在の住民票所在市区町村にて税の申告を行ってください。なお、申告により課税となった場合、本給付金は支給されません。

・住民税を課されている他の親族などから扶養を受けている場合は、非課税世帯であっても支給対象外となります。

(例) 課税されている子に扶養されている非課税の両親世帯は対象外。ただし、その世帯に両親以外に扶養されていない非課税の方がいる場合は支給対象。

・「支給要件確認書」は、世帯全員が住民税未申告の世帯には送付されません。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」となった世帯が対象となります。

給付金を受け取るには、申請が必要です。

■申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ保健福祉課へ提出。(郵送可)
申請書は、村ホームページまたは保健福祉課窓口で配布しています。

※本給付金は申請時点で住民登録のある市区町村への申請となります。

●申請期限 令和4年9月30日(金)

【「住民税非課税相当」とは】

世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

清川村で住民税非課税となる年間給与収入の目安	
扶養親族の数	非課税相当収入限度額の目安
0人	930,000円
1人	1,380,000円
2人	1,683,334円
3人	2,100,000円
4人	2,500,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,000円

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入(非課税のものは除く)の経常的な収入となります。

本給付金の支給申請などにあたり、意図的に虚偽の回答をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。